平成２１年（フ）第２４６１号
札幌市白石区平和通４丁目北１番28号　コーポ大塚Ｂ号
債務者　坂本まり子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６７号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番１―407号
債務者　村木　美佳
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７３号
札幌市南区澄川４条２丁目15番11―107号
債務者　原田　光加
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７５号
札幌市北区北34条西７丁目１番22号　横山ハウス201号
債務者　和田　由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７７号
札幌市北区新琴似６条６丁目１番７号　ライフ６．６―201号
債務者　森谷　義光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９１号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目５番18―102号
債務者　汐川　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２２号
札幌市北区あいの里２条６丁目３番３―1405号
債務者　板東　寛子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３９号
札幌市北区新琴似５条１丁目５番18号　メゾングランパス106号
債務者　松井　厚士
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４５号
北海道石狩市花川南７条１丁目９番地１　シティサイド花川101号
債務者　佐藤　直也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４６号
北海道石狩市花川南７条１丁目９番地１　シティサイド花川101号
債務者　佐藤ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５０号
札幌市南区真駒内上町４丁目３番16―203号
債務者　児玉　昌紀
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５２号
札幌市北区拓北６条３丁目１番３号　ポプラハイツ拓北106号
債務者　内田　美香
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７０号
北海道恵庭市島松本町４丁目10番14号
債務者　安本　成示
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７１号
北海道石狩市花川北４条５丁目138番地
債務者　高塚　克次
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８１号
札幌市手稲区富丘２条２丁目７番13―807号
債務者　越村　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８５号
札幌市東区北51条東７丁目５番34号
債務者　細羽　貴正
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２３号
札幌市手稲区前田７条８丁目４番２号
債務者　堀　　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３１号
札幌市北区屯田10条１丁目４番２―103号
債務者　加賀　絵美（旧姓愛野）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部